



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種届出書が必要です(令和3年分消費税課税事業者のために)

消費税の免税事業者の方であっても、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産(建物等)の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。(課税事業者になるための届出提出期限は令和2年12月31日です。)(注2)

なお、令和元年分課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、または令和2年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えている方は、令和3年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高(令和元年分)が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき(注1)	消費税簡易課税制度選択届出書	令和2年12月31日 (適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき(来年以降、償却資産等の資産の取得を予定されている事業者は要検討)(注2)	消費税課税事業者選択届出書	令和2年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

(注1) 令和元年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。

※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

(注2) いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

店舗や事業所に
テレビをお持ちの方

「持続化給付金」の受給者は NHK受信料が2カ月免除になります

国の「持続化給付金」を受給した方で、店舗・事業所など居住地以外の場所(自宅兼事務所は対象外)にテレビ等を設置している場合、免除申請をした月とその翌月の2か月間分の受信料の免除を受けることができます。

申請期限：令和3年3月31日

申請方法：NHKのHP (https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/pdf/corona_jushinryo_menjo.pdf)

より申請書を印刷し、「持続化給付金」の給付通知書(ハガキ)の両面のコピーを同封して長3サイズ封筒で郵送。

詳しくは、NHKホームページの「事業所契約のみなさまへ」にてご確認ください。

税務署からの
お知らせ

令和2年7月豪雨で被害を受けられた皆様へ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。

詳しい内容については、福岡国税局ホームページをご覧ください。

(福岡国税局ホームページ<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm>)



酒税・たばこ税が変わりました



10月1日より、酒税とたばこ税に変更がありました。酒税は、第3のビール(いわゆる新ジャンルと呼ばれるビール)やワインが引き上げ、ビールや日本酒は引き下げとなりました。たばこ税は加熱式たばこの一部を除き、一律引き上げとなっております。

酒税(350ml当たり)	値上げ↑	値下げ↓
	第3のビール(9.8円)	ビール(7.0円)
	ワイン(3.5円)	清酒(3.5円)
たばこ税(ひと箱当たり)	メーカーにより10円~100円の値上げ↑	

酒税に関しては、2026年にビールと第3のビールの税負担が統一になるように段階的に引き上げ(引き下げ)が予定されています。涼しくなりましたが、せっかく安くなるなら秋はビールかな…

事業用資産を購入の際は お知らせください!

今月の会報に「減価償却資産 異動表」を同封しております。

令和2年中の減価償却資産の変動に関して、別紙の「令和2年分減価償却資産 異動表」を10月30日(金)までに、ご提出ください。ご協力、よろしくお願いいたします。

なお、すでに当会までご連絡いただいている方に関しましては必要ありません。

法律相談日のお知らせ

弁護士の橘先生による無料相談

10月27日(火) 15時~17時

事業経営に関するトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は上記の日程をご確認のうえ、事前に事務局まで**ご予約**ください。

朝ドラ「エール」ファン必聴!?

青色申告会の会歌を歌おう♪

NHKの連続テレビ小説として放送中の「エール」、コロナの影響でしばらく再放送が続いておりましたが、9月中旬に約3か月ぶりの再開となりました。

ドラマの主人公・古山裕一のモデルとなったのは、作曲家の古関裕而先生ですが、なんと古関先生は青色申告会の会歌の作曲者でもあります♪

青色申告会は発足して今年で70周年になるのですが、会歌は25周年記念の際に作曲いただいたそうです。

会歌は総会や式典でしか耳にすることがないので、聞いたことがない会員の方も多いかと思いますが、これを機にぜひ聞いてみてください。

(一社) 全国青色申告会総連合HP:

<https://www.zenaioibr.jp/news/index01120000.html>

毎朝エールを見るのが、出勤前のルーティンなので、来月に最終回を迎えるのがすでに寂しいです…。

派遣税理士に関する お知らせ

当会に税理士会から派遣されている宮崎真也税理士ですが、9月をもって任期満了となりました。皆さまの決算書・申告書の確認や税務相談等、大変お世話になりました。4年間、誠にありがとうございました。

10月からは後任として立山淳司税理士が就任されます。知識も経験も豊富な頼もしい税理士さんです。以前からいらっしゃる遠山税理士と分担して、相談日等に対応いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今後の税務相談日は以下のとおりを予定しています。税理士にご相談の際は、**ご予約**をお願いいたします。

10月5日(月)・15日(木)・11月2日(月) ※各日10時~12時/13時~16時 ※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
※日程は都合により変更する場合がございます。

今月の行事予定

行事予定日	行事内容
10月5日(月)・15日(木)	税務相談日
10月27日(火)	法律相談日
9月下旬より国税局主催の講習会を行っております。場合によっては担当の職員が出張に出ている、事務所で講習会を開催する関係で予約が受けられなかったりする可能性があります。恐れ入りますが、ご来会の際はお電話にてご予約をお願いいたします。	

ふくおかNEWS

メール: info@aioiro-f.com
HP: <http://aioiro-f.com/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集 後記

すっかり秋ですね。福岡はここ最近、コロナの新規感染者が減ってきていますが、これからさらに寒くなることを思うと第3波が心配です…。年末調整や確定申告の時期にこういった対応がベストなのか?刻々と状況が変わるので見通しが立たない部分もありますが、ソーシャルディスタンスを重視した対応になる予定です。決まり次第、皆さまへお知らせしたいと思います。